

令和8年4月27日

事業主各位

(一社) 中部労働技能教習センター
長野県建設業協会長野支部

「ショベルローダー等運転技能講習」のご案内

最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダー（道路上を走行させる運転を除く。）の運転の業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第13号（就業制限に係る業務）により、「ショベルローダー等運転技能講習」の修了者でなければ従事することができません。

長野県建設業協会長野支部は、長野労働局登録教習機関である「中部労働技能教習センター」で実施する各種技能講習等の受付業務を受託することになりましたので、貴社並びに協力会社、下請け会社へご周知していただき、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 技能講習の日時 ※ 受付 午前7時45分～ 開講 午前8時
第1コース 令和8年6月15日（月）～16日（火）
第2コース 令和8年6月15日（月）～18日（木）

※全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合、理由の如何を問わず受講できません

2 技能講習の場所

学科・実技講習とも (一社) 中部労働技能教習センター 長野会場

長野市松代町東寺尾字観音前北（柴地籍）2681-3 電話：026-278-9255

3 受講資格等

| コース別 | 受講資格等 | 所要日数 | 学科時間 | 実技時間 | 受講料 (税込) | 教材費 (税込) |
|-------|--|------|------|------|-------------|-------------|
| 第1コース | ① 大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する者 ② 大型・中型、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許(カタピラ限定に限る)を有し、かつ、特別教育修了者で最大荷重1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務に3月以上従事した経験を有する者 ※ 上記①、②のいずれかに該当 | 2日 | 7時間 | 4時間 | 33,000円 | 2,200円 |
| 第2コース | 大型・中型、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許(カタピラ限定に限る)を有する者 | 4日 | 7時間 | 24時間 | 47,300円 | 2,200円 |

※ 学科補講料：30分 1,100円（税込） 実技補講料：30分 1,650円（税込）

4 講習科目

| | | |
|------------------------|-----------------------------|------|
| 学 科 | ① 荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 | 4時間 |
| | ② 運転に必要な力学に関する知識 | 2時間 |
| | ③ 関係法令 | 1時間 |
| 実 技 | ① 走行の操作 | 20時間 |
| | ② 荷役の操作 | 4時間 |
| ※第1コースの場合は②のみの実技となります。 | | |

5 受講受付人員及び受講申込締切日

定員 15名

※ コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に基づき当面の間、定員数を制限させていただきます。
また、発熱・咳等自覚症状のある場合は受講自粛として頂くほか、講習中はマスクの常時着用の徹底と、実技講習に使用する手袋の持参にご協力頂きますようお願い申し上げます。

締切日 令和8年6月1日(月)

(ただし定員に達し次第締め切ります。なお、一定の受講者数に満たない場合は、実施を見合わせる場合があります。)

6 受講申込及び受講料納入

受講申込は、「ショベルローダー等運転技能講習受講申込書」に、

- ① 写真1枚(縦3.0cm×横2.5cm 裏面に名前明記)
- ② 「自動車運転免許証」の写し、第1コースの②の該当者にあつては、このほか「特別教育修了証の写しまたは実施証明」及び「業務従事経験証明」
- ③ 受講料・教材費

を添え、長野県建設業協会長野支部 長野市岡田町124(電話:026-227-6226)へお申込みください。

※ 受講料・教材費を振込みの場合は「受講申込書」及び「②の書類」受付完了後、数日後に納入してください。

振込先 : 八十二長野銀行 長野駅前支店 普通預金 386-343

長野県建設業協会長野支部講習会 振込手数料は差し引かないで下さい。

7 助成金について

長野労働局 職業安定部 職業対策課へお問い合わせ下さい。

TEL: 026-226-0866